

富山大学附属病院臨床倫理コンサルテーションチーム要項

平成30年11月21日制定

令和元年9月24日改正

令和3年6月16日改正

令和5年4月19日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学附属病院臨床倫理委員会内規第11条第3項の規定に基づき、臨床倫理コンサルテーションチーム（以下「チーム」という。）について必要な事項を定める。

(業務)

第2条 チームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 診療科、中央診療施設、特殊診療施設、総合がんセンター及び病棟等（以下「診療科等」という。）からの患者の診療における倫理的問題の相談に対する助言。
- (2) その他富山大学附属病院臨床倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めた患者の診療における倫理的問題の検討に関すること。

(組織)

第3条 チームは、次に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって組織する。ただし、助言等を行う対象となる診療科等に所属する者は、当該業務には加わらない。

- (1) 医療安全管理部長又は副部長
- (2) 診療科及び中央診療施設等の業務に従事する医師 若干名
- (3) 看護師 若干名
- (4) 薬剤師 1人
- (5) ソーシャルワーカーの業務に従事する職員 1人
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 メンバーは、委員長が推薦し、病院長が委嘱する。

(チームリーダー)

第4条 チームに、チームリーダーを置く。

- 2 チームリーダーは、前条第1項第1号の者を充てる。
- 3 チームリーダーは、メンバーを必要に応じて招集し、協議する。

(任期)

第5条 メンバーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第6条 チームは、当該診療科等への助言等の内容について、委員長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 チームのメンバーは、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

- 1 この要項は、平成30年12月1日から施行する。

2 この要項施行後、最初に委嘱される第3条第1項のメンバーの任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月16日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。